

長野県社会的養育推進計画(後期計画)(原案)に係るパブリックコメント(県民意見公募手続)結果

長野県 県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室

- 1 意見募集期間 令和6年12月10日(火)～令和7年1月9日(木)
- 2 件数 27件(4者)
- 3 いただいたご意見等と県の考え方 以下のとおり

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
1	7-3 長野県の特徴② -住民にとって最も身近な行政機関である市町村数が多い-(71～78頁)	<p>市町村の数が多いことを強みというのは疑問。75ページに「市町村の数が多い分、小さい(人口が少なく、役場職員の数も少ない)町や村も多いので、市町村だけで十分なサポートができないのではないか」「小さい町や村では、役場と住民の距離がとても近くて、そのことで、逆に困難を抱えたこどもや家庭が相談しにくいということもある」、78ページに「特に町村については小規模な自治体が多く、サービスメニューの充実や専門的な人材の確保等に課題を持つことが少なくない」「身近であるがゆえに、自分の住む町村からのサポートを受けることをためらう方もいる」とあるとおり強みどころかむしろデメリットが浮き彫りとなっている。児童福祉に限らずさまざまな分野に影響することである。未成年(立場によっては成人の一部も)は本人の一存で暮らす場所を選べるわけではない。暮らす場所を選べるわけではないのならせめてどの自治体で暮らしていてもそんな色なく行政サービスを受けられることが重要。市町村、しかも小規模のところが多い現状を維持してほかに自治体とそんな色のない行政サービスを行うのは困難であり、自治体のあり方を見直すことで(行政サービスをほかの自治体とそんな色なく行えるほどの規模に合併・再編)自治体間の格差を是正することが必要。</p>	<p>【記述内容を追加】 前期計画においては、市町村の数が多いことを「特色＝強み」としていましたが、今回の計画原案においては「特色」のみとしています。 今回の計画原案において「特色」のみとした意図としては、住民に身近な行政機関である市役所・町村役場が多くあるというメリットもありますが、他方で、小規模な町村における課題もあるということを説明する必要があると考えたことによります。 ご指摘のとおり、どの市町村で暮らしていてもそんな色のない行政サービスを受けられることは重要なことですが、小規模な町村が単独でサービスを提供することが難しくなっているという問題も出てきています。 社会的養育の分野においても同様の課題があると認識しており、計画の推進に当たり、こうした課題については、市町村間の広域的な連携等といった市町村による自主的な取組を促すほか、民間による専門的なサポート体制を充実させることにより対応していく必要があると考えています。 なお、計画原案において、その点について明確に記述していなかったため、「長野県の特徴について」のセクションにおいて、「現在の計画では「特色＝強み」としてはいますが、今回の新しい計画においては「特色」のみとして整理しています。」という記述を追加します。</p>

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
2	7-2 長野県の特徴①-専門的な経験やノウハウを持つ乳児院・児童養護施設が多い-(74頁)	200万人前後の他の県と比較して、乳児院(北信・東信・中信・南信に1か所ずつ設置)は施設数が多く、児童養護施設は地域ごとに施設の数の偏りはありますが、こちらも多いといえます。 (記述が重複しているためまとめた方がよいと思われる)	【記述内容を修正】 ご意見を踏まえ、「長野県には乳児院が県内4地域(北信・東信・中信・南信)に1施設ずつ設置されており、児童養護施設が地域ごとに偏りはありますが、全県で14施設が設置されています。現在の長野県の人口はおよそ200万人ですが、人口200万人前後のほかの県と比較しても、乳児院や児童養護施設の数が多いといえます。」という記述に修正します。
3	9-12「こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」の評価指標(112頁)	社会的養育の対象:すべての児童とその家庭 であるなら すべてのこどもに関する意見表明保障の評価指標が必要ではないか	「9 こどもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」に関する取組については、計画原案に記述のとおり、令和4年の児童福祉法の改正を踏まえたものであり、特に児童相談所の一時保護や施設入所や里親委託の措置等を行うこどもを対象とし、評価指標もそれに応じて設定しています。 なお、ご指摘のとおり、すべてのこどもの意見表明権の保障は必要なことであると認識しており、計画原案(107・109頁)に記述のとおり、今後の課題として記述しています。
4	10-(1)-3「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から(122頁)	(下線部を追加) 市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受けやすく、適切なサポートができるような仕組みを作っていくことが求められている	「これまで以上に」という記述により、ご意見の趣旨を含んでいるものとご理解ください。
5	10-(1)-9 新しい計画における取組(130頁)	p122に関連して、住民の相談への敷居を低くするために地域子育て相談機関をすべての中学校区に設置できるよう支援する必要があるのではないかと	【記述内容・評価指標を追加】 ご意見を踏まえ、県の取組として市町村に対して「地域子育て相談機関」の整備を促していく旨を記述し、市町村における整備数を評価指標に加えます。
6	10-(2)-1 市町村における家庭支援事業等の整備に向けた取組(134頁)	それぞれの子育て支援事業の解説が必要ではないか(一般の方にとってどんな事業なのかイメージつきにくい)	【記述内容を追加】 ご意見を踏まえ、家庭支援事業について用語解説を追加します。
7	10-(2)-6 現在の計画における指標(目標値)の現状又は見込に対する要因分析(142頁)	500人と100人の差は?	【記述内容を修正】 ご意見を踏まえ、「県内の町村では18歳未満の児童数が100人にも満たない町村があり」と記述を修正します。

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
8	10 市町村がこどもや家庭のサポートをしていくために取り組むこと (3)専門的な相談やサポートが受けられる「児童家庭支援センター」がさらに活躍できるように取り組むこと(児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組) (155頁)	「小さな町や村の役場では、役場のなかに知っている人もいて、相談しにくいようなこどもや家庭」とあるとおり相談しやすさ(しづらさ)が暮らしている環境に左右されることは問題。行政に対して相談しづらいものごと、地元の中では相談しづらいものごとがあるため、行政以外に、地元以外に相談できる存在が必要。	計画原案に記述のとおり、民間の専門相談機関である「児童家庭支援センター」の設置を進めることにより、ご指摘の課題に対応していくこととしています。
9	14-(1)-2 計画の基本的な考え方(理念)に基づくケースマネジメント (228頁)	(下線部を追加) 委託が必要な場合は適切なマッチングのもとで委託すること。 <u>マッチングにあたっては、こどもにとってより負担が少なく、親子交流に容易な元々住んでいた地域の里親への委託を優先的に検討すること。</u> (追加理由) 元の地域の里親へ委託した場合の方がこどもの喪失感軽減、親子交流推進、家庭復帰後の支援が容易(復帰後の里親ショートステイの活用)等から望ましいので、委託の優先順位を上げることも有効だと思われる。	【記述内容を修正】 ご意見の趣旨は本計画の考え方(理念)を具体化していくにあたり、重要な観点であると認識しています。計画原案においても、里親等委託推進に関する「新しい計画における取組」として、同様の内容を記述しています。 また、ご意見を踏まえ、「長野県の特徴③」の関連する箇所の記述をより詳しくする等の修正をします。
10	14-(1)-8 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組の評価指標 (238頁)	(下線部を追加) 永続的解決(家庭復帰・親族養育・特別養子縁組・普通養子縁組)に至ったこどもの数及びその割合	割合については、分母に様々な数値が考えられることから、評価指標としては掲載いたしません。

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
11	14-(3)-7 新しい計画における取組 (268頁)	<p>(下線部を追加) ④ 児童相談所における特別養子縁組成立後のサポート・こどもの出自を知る権利を保障するための、養親による真実告知やライフストーリーワークのためのサポート(研修や助言等)を行う。また、記録の作成、保管・管理、適切な開示、ルーツ探しへの支援等を行う。 ・養親やこどもが希望すれば、特別養子縁組当事者サロンの開催やピアグループを作るなど当事者同士が交流できる機会を確保する。</p> <p>(追加理由) 将来開示することを前提とした記録の適切な作成、保管・管理を確実にし、その開示などルーツ探し等へ支援を行っていただきたい。 当事者同士のピアサポートは重要なので、支援していただきたい。</p>	<p>【記述内容を修正】 ご意見の内容等を踏まえ、該当の箇所を以下の内容に修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所において、養親やこどもの意向も踏まえながら、こどもと関わりのあった関係機関や市町村、児童家庭支援センターと連携し、養親による養子の養育に対するサポートや養子の悩み等に関するサポート(必要な情報提供や子育てのための助言等)を行う ・ 養子縁組成立前の情報収集やその管理・提供を含め、こどもの出自を知る権利を保障するため、同様に、養親による真実告知や親子のライフストーリーワーク、こどもによるルーツ探し等のためのサポート(研修や助言等)を行う
12	15-(1)-1 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 (282頁)	<p>(下線部を追加) また、こうした「里親不調」が発生した場合においては、その要因分析を行うことにより、<u>里親が自身の養育を振り返る機会となり、その後の・・・検討し、里親や児童相談所をはじめとする関係機関・・・</u></p> <p>(追加理由) 里親不調の要因について里親を含めて検討することは、里親が自分の養育を振り返る機会となり、さらにはその改善を図ることにより里親の専門的なレベルアップにつながると思います。</p>	<p>「要因分析」については、こどもを委託した児童相談所、里親支援センター等のフォスタリング機関、里親・ファミリーホーム養育者等の参画が必要であると認識しています。</p>
13	15-(1)-5 新しい計画における取組 (292頁)	<p>(下線部を追加) やむを得ない事情で委託解除となったケース(「里親不調」のケース)については、<u>当該里親を含めてその要因分析を行う仕組みの構築を検討する</u> ・<u>要因分析の結果を里親が自身の養育を振り返る機会とし、心の整理をつけたうえで次の委託に向けてモチベーションを維持できるよう支援する。</u></p>	

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
14	15-(1)-5 新しい計画における取組 (292頁)	<p>(下線部を追加) ④里親の資質向上のための取り組み ・地域毎に経験豊かなベテラン里親を中心に里親グループを作り、常時交流し、養育経験を伝えたり、グループ内で相互レスパイトを行うことなどで資質の向上を図ることを検討します。</p> <p>(追加理由) 地域グループ毎で活動することにより、里親同士、里子同士の交流が深まり、レスパイトによる里子の特性に合わせた養育方法の共有等で資質向上を図ることができる。群馬県では里親グループの試行を行っており、来年度から本格的に行うと聞いている。また、アメリカにはモッキンバードがある。</p>	<p>【記述内容を追加】 ご意見の内容を踏まえ、15(3)の「里親をサポートしていくための取組」に関する「地域におけるフォスタリング業務の質の向上」の取組として、以下の内容を追加します。</p> <p>・「チーム養育」の仕組みをより手厚くするため、フォスタリング機関である里親支援センターや児童相談所において、4つのエリア(北信・東信・中信・南信)又は10 地域(広域)ごとに里親及び里親会と協力し、里親同士の相互交流やベテラン里親によるサポート等を促進する</p>
15	15-(1)-5 新しい計画における取組 (292頁)	<p>(下線部を追加) ⑥未委託里親への対応 委託を希望しているが、委託されていない里親への定期的な状況確認、委託されている里親宅の見学事業、レスパイトやショートステイを利用した養育体験の実施など里親のモチベーション維持を図る。</p> <p>(追加理由) 現状では未委託里親への積極的な働きかけがなされておらず、登録消除につながる恐れがある。</p>	<p>【記述内容を追加】 ご意見の内容を踏まえ、里親の資質向上のための取組として、以下の内容を追加します。</p> <p>・多くの登録里親が社会的養育の担い手として望ましいかたちで活躍できるよう、委託等に備えた研修等の機会を積極的に設けていく</p>
16	15-(3)-6 新しい計画における取組 (322頁)	<p>里親支援センターが担当する里親と児童相談所が直接担当する里親とで支援の質や量に差がないようにすることを明記してください。</p> <p>(理由) 現状では児童相談所の方が支援が少ないと思われる。</p>	<p>【記述内容を追加】 「児童相談所におけるフォスタリング体制の整備等」として、以下の内容を追加します。</p> <p>・引き続き専任職員を配置し、施設の里親支援専門相談員との密接な連携・協力により、フォスタリング機関として里親等のサポートを行うとともに、必要に応じた体制の拡充を検討する</p>

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
17	15-(3)-9「里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」の評価指標(326頁)	評価指標に「里親の満足度調査の実施」を加える (理由) 里親側が支援の内容等に満足しているかを調査し、支援内容を向上させていく取り組みが必要だと思われます。	ご意見については、今後の里親等委託推進の取組において参考にします。
18	15-(3)-9「里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」の評価指標(326頁)	p325の「こどものみなさんへ」の内容から里子の満足度の調査も必要か？	計画原案においても、社会的養護のもとで生活することのための取組を検討する際の、当事者であるこどもの意見を反映させるための取組(ヒアリングやアンケート)の実施について記述しているところであり、様々な形でこどもの意見や生活の実態等を把握していきたいと考えています。
19	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	児童養護施設が小規模化されるため、保護できる児童が減ると聞きました。児童相談所からあずかってくれる里親がないと言われますが、未委託の方がたくさんいます。児童相談所はベテランの里親に頼んだほうが安心と思っているような感じがします。せっかく里親登録してくれた方に力をつけてもらうため、短期間の保護の児童や、休日の依頼など経験をつめるようにしていただきたいです。そのために、児童相談所やフォスタリング機関がもっと力をつけてほしいと思います。	ご意見については、今後の里親等委託推進の取組において参考にします。
20	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	里親を増やすには、手当の増額も必要だと思います。物価高でどの家庭も共働きしています。しかし、養育の必要な子供たちは養育者が常にいることが望ましい子供であることが多いと思います。手当で生活を支えられれば、里親がもっと増えるのではないのでしょうか。是非、国に要望してください。	里親手当は国の制度に基づくものであるため、ご意見の趣旨については、機会をとらえて国へ要望してまいります。
21	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	児童相談所の職員は異動があり、里親側とすれば1からやりなおしになることが多々あります。できるだけ、里親支援を民間のフォスタリング機関にお願いすることによって、長期的な視点で里親を支えていただきたいです。	ご指摘のとおり、今後は民間フォスタリング機関(里親支援センター)による長期的な視点で里親支援を行う体制づくりに努めてまいります。

No.	項目・箇所	ご意見等	県の考え方
22	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	障害児を委託された里親の負担が大きいです。通常の家ならプランナーがつき、療育施設の手続きや養育上の相談にのってくれます。しかし、委託児童についてはプランナーがつかず、児童相談所から自分で手続きするよう言われ、大変負担が大きかったという話を聞きます。法律上プランナーがつけられないとすれば、里親支援側がそういった手続きや養育相談にきめ細かくのる必要があるのではないのでしょうか。	ご意見については、今後の里親等委託推進の取組において参考にします。
23	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	里親もショートステイ先として市町村と契約できるようにしてほしい。長期の委託は難しいがショートステイなら受けられる。	計画原案にも記述しているとおり、県としても、里親によるショートステイの受託を推進してまいります。
24	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	児童相談所の里親に対する支援が下手すぎる。里親の気持ちや苦勞を聞く姿勢がない。もっと研修をして、里親を大切にしてほしい。	計画原案にも記述しているとおり、児童相談所における専門性の向上に努めてまいります。
25	15 家族と離れて生活しなければいけない子どもが、できるだけ家庭と同じ環境である里親の家・ファミリーホームで生活できるようにすること	不調になってしまった里親のフォローがない。すべて里親のせいになってしまう。そのためやめてしまった人もたくさんいる。	【記述内容を追加】 ご意見を踏まえ、15(3)のフォスティング業務の包括的な実施体制の構築の箇所において、里親委託が解除された後の里親のサポートに、いわゆる「里親養育不調」により委託解除となった里親へのアフターフォローが含まれる旨の記述を追加します。
26	19 新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくために取り組むこと(425頁)	「職員の数が少ない町や村では、そういった専門的な資格を持っている職員はもっと少ない」とあるとおり小規模な自治体のデメリットが浮き彫りとなっている。自治体のあり方を見直すことで(行政サービスをほかの自治体と遜色なく行えるほどの規模に合併・再編)自治体間の格差を是正することが必要。	計画の推進に当たり、ご指摘の課題については、市町村間の広域的な連携等といった市町村による自主的な取組を促すほか、民間による専門的なサポート体制を充実させることにより対応していく必要があると考えています。
27	全般的事項	計画立案までに大変なご苦勞があったと推察いたします。全体的に内容はとても良いと思います。微力ではありますが、ご協力させていただきたいので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。	計画策定について、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。今後、関係機関、関係者との協働により計画を進めていきたいと考えていますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。